

恵那市下水道排水設備工事指定店規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、恵那市下水道条例(平成16年恵那市条例第194号。以下「下水道条例」という。)第28条の規定により下水道条例第13条及び恵那市農業集落排水処理施設の管理に関する条例(平成16年恵那市条例第197号。以下「農集条例」という。)第21条の規定により農集条例第 8 条に規定する排水設備工事指定店(以下「工事指定店」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定を受けることができる者)

第 2 条 工事指定店の指定を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 本市内又は水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の指定する地域に事務所又は店舗を有すること。
- (2) 前号の事務所又は店舗ごとに、第 7 条に規定する責任技術者が 1 人以上専属しているものであること。ただし、工事指定店の指定を受けようとする者は、責任技術者と兼ねることができる。
- (3) 第 8 条の規定により工事指定店の指定を取り消された者は、指定を取り消された日から 2 年以上経過していること。

(指定の申請)

第 3 条 工事指定店の指定を受けようとする者は、下水道排水設備工事指定店指定申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書面を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 履歴書(法人の場合は、定款)
- (2) 身元証明書及び住民票の写し(法人の場合は、登記簿謄本)
- (3) 責任技術者の名簿及び第 7 条の資格を有する証明書
- (4) 所有機器調書
- (5) 支店又は出張所については、本社からの委任状

(指定の有効期間等)

第 4 条 工事指定店の指定の有効期間は、次条の指定をした日から 3 年とする。

- 2 工事指定店の指定の有効期間満了に際し、継続して工事指定店の指定を受けようとする者は、指定の有効期間満了前 1 か月までに前条の規定に準じて管理者に申請しなければならない。

(指定等)

第5条 管理者は、第3条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査して、第2条の規定に適合していると認めたときは、指定を決定し、下水道排水設備工事指定店指定通知書(様式第2号)により通知する。

2 工事指定店は、事務所又は店舗の店頭に標示板(様式第3号)を掲げなければならない。

(工事指定店の義務)

第6条 工事指定店は、次に掲げる義務を負うものとする。

(1) 下水道条例に基づく排水設備等の新設等の工事(以下「工事」という。)の施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り拒否しないこと。

(2) 工事の施工は、適正な価格で誠実かつ迅速に施工すること。

(3) 下水道条例第14条又は農集条例第9条に規定する工事の検査に責任技術者を立ち合わせること。

(4) 工事が、排水設備等の設置及び構造に関する法令、下水道条例及び農集条例の規定(以下「技術上の基準」という。)に適合していないと認められたときは、管理者が指定する期限までに改修すること。

(5) 技術上の基準に適合した工事であっても、工事完了後1年以内に生じた故障については、不可抗力若しくは使用者の故意又は過失による故障を除き、自己の責任で改修すること。

(6) 事務所又は店舗の移転、責任技術者の異動その他工事指定店に関し重要な変更があったときは、速やかに下水道排水設備工事事業者指定事項変更届出書(様式第4号)により届け出ること。

(7) 災害その他の事故の発生による緊急を要する公共下水道及び農業集落排水の復旧又は応急措置に関し管理者の要請があったときは、協力すること。

(責任技術者の資格)

第7条 責任技術者として従事することができる者は、日本下水道協会岐阜県又は愛知県支部が行う認定試験に合格し、かつ、県本部に登録をした者とする。

2 責任技術者は、排水設備の新設等の工事に従事するときは、常に日本下水道協会岐阜県支部又は愛知県支部が交付した排水設備責任技術者認定証を携帯し、市の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定の停止又は取消し等)

第8条 管理者は、工事指定店が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の指定を一時停止

し、又は取り消すことができる。

(1) 公共下水道及び農業集落排水に関する法令及び下水道条例並びに農業条例の規定に違反したとき。

(2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 第6条に規定する工事指定店の義務を履行しなかったとき。

(4) 前3号のほか、管理者が工事指定店として不適当と認めたとき。

2 前項の規定により指定の停止又は取消しをしたときは、下水道排水設備工事指定店取消等通知書（様式第5号）により通知する。

3 指定の停止又は取消しによって生ずる損害については、管理者はその責任を負わない。

（標示板の提出）

第9条 工事指定店は、前条第1項の規定により指定を取り消されたとき、又は指定を辞退しようとするときは、第5条第2項の規定により掲げていた標示板を管理者に提出しなければならない。